

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第138号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年9月9日（月） 09時34分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港外港 富山県高岡市所在の国分東防波堤灯台から真方位046° 2,500m付近 （概位 北緯36° 49.3′ 東経137° 04.7′）
事故等調査の経過	平成25年9月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート 海鮮蔵、1.7トン 270-44747 富山、個人所有 B 高速警備救難艇 PS203-M1、5トン未満（長さ4.86m） 260-41589 東京、国土交通省
乗組員等に関する情報	A 船長A、不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、伏木富山港外港において、漂泊中であった。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、A船に向かうため、約4.6ノットの対地速力で北進中、A船から約15mに接近した際、A船の左舷後部甲板に立っていた船長Aに声を掛け、船長Bが、A船から約11mに接近し、減速するためにスロットルレバーを下げたところ、船外機が停止したので、急いで始動しようとしたものの、始動することができず、スロットルレバーを確認したところ、中立位置にないことに気付き、中立位置に戻してすぐに始動させ、後進の操作を行った平成25年9月9日09時34分ごろB船の船首とA船の左舷後部とが衝突した。 船長Aは、衝突の衝撃により転倒し、その後、治療を受けた病院で頸椎捻挫及び腰椎捻挫の診断を受けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視程 約10海里 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮中央期

<p>その他の事項</p>	<p>B船の船外機は、スロットルレバー1本で前後進の切替と燃料供給の増減を行うようになっており、スロットルレバーが中立位置にないと始動できないよう、安全装置が付いていた。</p> <p>船長Bは、A船に対する安全指導を開始する前、1隻目の船に接近したときは、船外機に不具合はなかった。</p> <p>船長Bは、約20回の高速警備救難艇の操船経験があり、操船の不安はなかった。</p> <p>船長Bは、ふだんから約30°の角度をもって安全指導を行う船舶に接近していたが、本事故当時は、気象条件を考えていつもより速力を上げ、A船に約90°の角度をもって接近した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり A なし、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、伏木富山港外港で漂流中、船長Aが接近するB船を待っていたところ、B船が針路を変えずに接近し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伏木富山港外港において、安全指導を行おうとして漂流中のA船に接近した際、船長Bが、減速するためにスロットルレバーを下げたところ、船外機が停止し、始動する際、スロットルレバーが中立位置にあることを確認しなかったことから、船外機が始動せず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、伏木富山港外港において、安全指導を行おうとして漂流中のA船に接近した際、船長Bが、減速するためにスロットルレバーを下げたところ、船外機が停止し、始動する際、スロットルレバーが中立位置にあることを確認しなかったため、船外機が始動せず、A船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他船に接近する際は、停船し、船外機に不具合がないことを確認した後、接近すること。 ・船外機を始動する際は、スロットルレバーが中立位置にあることを確認すること。